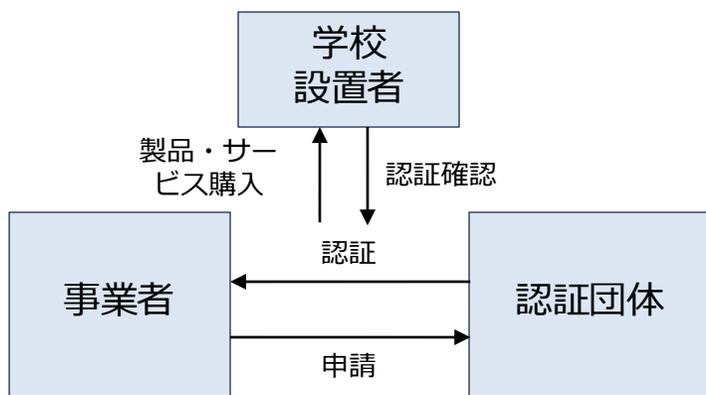


4. 適合性評価について

4 適合性評価の進め方について

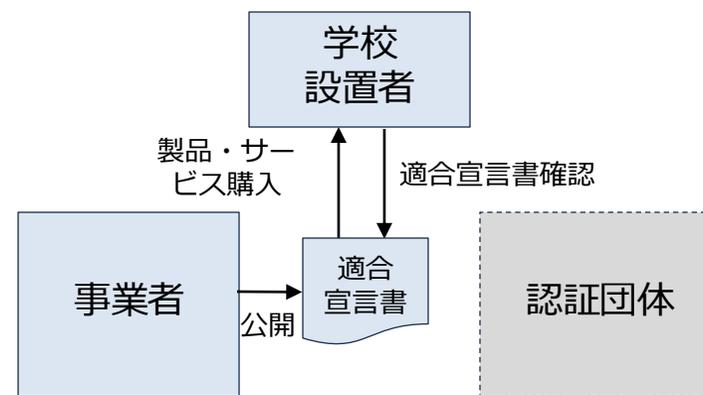
昨年度までの専門家会議において、認証団体による適合性評価制度を検討してきた。現時点での事業者・学校設置者の相互運用標準モデルへの理解状況を踏まえ、評価制度構築の前に、適合宣言書の運用を行い標準モデルの理解と実装を促進する。

昨年度までの適合性評価の検討イメージ



- ✓ 標準モデルに記載された技術仕様や運用指針に従っていることを第三者の認証団体が認証することで担保（技術の担保は接続テスト等も利用）
- ✓ 学校設置者は認証があることで安心したサービス・製品選定が可能
- **標準の徹底は標準の信頼性の確保には不可欠も、現時点では時期尚早と判断。来年度以降準備を進めていく**

適合宣言書の運用イメージ



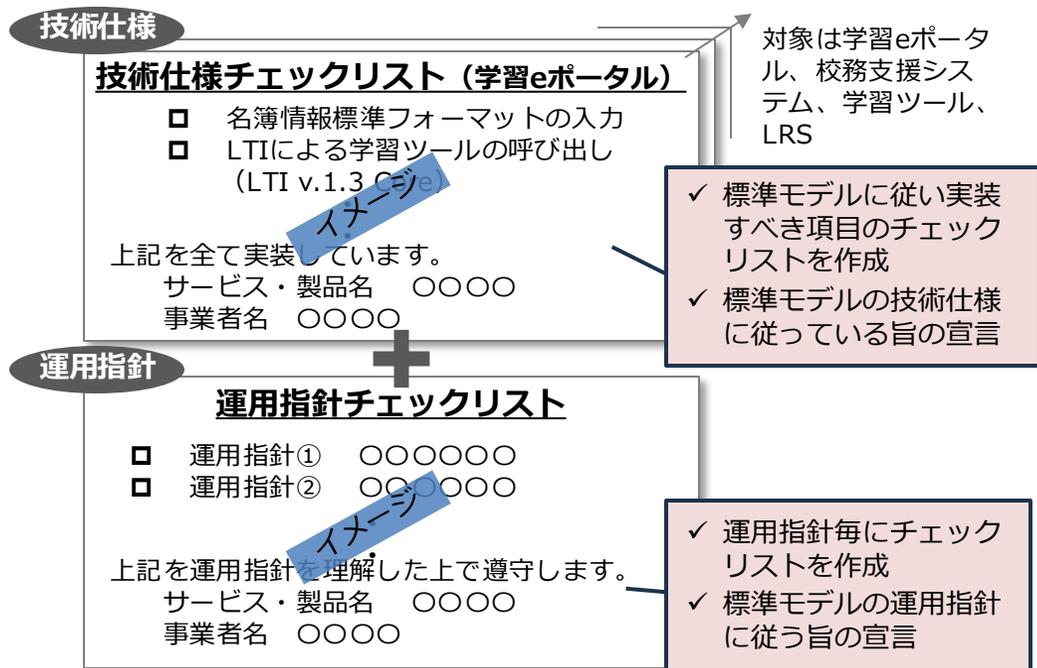
- ✓ 標準モデルに記載の技術仕様を実装していること、運用指針を理解し守ることを適合宣言書（チェックリスト形式）で確認、宣言し公表
- ✓ 学校設置者はサービス・製品選定の際に適合宣言書の公表の有無を参照
- **実際に技術仕様に従っているか、運用指針を守っているかについての徹底・確認はできないものの、標準モデルの社会実装に一定の効果があると推定**

4 適合宣言書の概要 (案)

適合宣言書として、標準モデルに記載される技術仕様と運用指針についてチェックリストを作成。技術仕様に関しては、必要な項目に対する「実装状況」について、運用指針については「運用指針の理解・遵守」についてチェックと宣言を行い、特定の方法で公開する。公開状況を便宜的にアピールするため「相互運用標準モデルver.5.00準拠製品」等の特定の文言の使用も検討する。

セルフチェックリストによるチェックと適合の宣言

セルフチェックリストを定められた形で公開



サービス・製品 WEBページ
(* 相互運用標準モデル ver.5.00準拠製品)

○○○○○○

・ [相互運用標準モデルセルフチェックリスト](#)

✓ 各社のHP等の特定の場
所で公開

セルフチェックリストを公開していることを便宜的にアピールするため、公開済みの場合は「**相互運用標準モデルver.5.00準拠製品**」といった文言を利用可など整備

学習eポータル・校務支援システム・学習ツール・LRS の **製品・サービス** の単位で適合宣言書を公開する。

4 今後の進め方

- 適合宣言書の運用は、「標準モデルに準拠して実装した」ことをわかりやすく示すための取り組みである
- 次回、本専門家会議（2/27予定）に向けて具体的な適合宣言書のフォーマットやその運用方法を検討する
- 令和7年度以降、文部科学省の判断のもと適合宣言書の運用をスタートするとともに、適合性評価の実現に向けて継続検討する